

第一種金融商品取引業者の事業年度規制の見直しに伴う取引参加者規程施行規則の一部改正について

平成26年11月5日
株式会社名古屋証券取引所

当取引所は、取引参加者規程施行規則の一部改正を行い、11月30日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、現行、「4月1日から3月31日まで」に限定されている第一種金融商品取引業者の事業年度について、第一種金融商品取引業者ごとに異なる設定をすることを許容する改正金融商品取引法が11月30日までに施行されることから、当取引所における取引参加者の事業年度を適切に把握するために、取引参加者が事業年度の末日を変更した場合、当取引所に報告することとする規定を追加するものです。

以 上